



赤松
良子

あかもつ りょうこ
1929年生。1953年労働省に入省。山梨労働基準局長、総理府婦人問題担当室長、国連代表部特命全権公使、労働省婦人少年局長、駐ウルヴァイ大使を歴任。細川、羽田両内閣の文部大臣。文京学院大学院大学教授(2003年まで)。アジア女性基金設立の呼びかけ人と評議員。現在、国際女性の地位協会会長。

一九九五年初夏のこと、当時文京女子大学教授をしていた私は、教員談話室で山下泰子教授から、一つのご相談を受けた。いわゆる従軍慰安婦問題への対応の問題についてであった。「従軍慰安婦」という存在があつたということは、一九九三年春に、当時の官房長官河野洋平氏が日本政府がこれを認めたとの発表があり、私も記憶の中にインプットしていた。その後政変がおこり、宮沢内閣が倒れ、総選挙の結果自民党は過半数がとれず、いわゆる五五年体制が崩壊し、非自民連立内閣が成立したが、一年たらずの短期間でもあり、慰安婦問題についての進展は見るべきものはなかつた。九四年七月に、自民・社会・さきがけ三党による連立内閣が成立、久方ぶりで社会党の村山富市委員長が首相の座についた。この内閣で、いわゆる従軍慰安婦問題に対する対応が、大きく発展することになったのは、外務大臣が河野洋平、官房長官が五十嵐広三氏と役者が揃い、外務省と内閣の外政審議室との連携もよかつたからではないかと、今になつて思つてている。

何しろ、五〇年も前の出来事とはいえ、女性の人权を甚だしく損ない、国際的にも極めて不名誉な行為を、どうやつて始末をつけるかという難問題であつた。韓国をはじめ、日本軍の占領下にあつた国々から、自ら慰安婦であつたと名乗り出る女性が現れ、当時、如何に苦しみ、身心に深い傷をうけたかを語り始めたのである。

これらの女性たちに対して、日本政府が、正式に謝罪し賠償を行なうという方法がとれば、納得が得られるのであろうが、戦争終結の条約締結の際、一括して解決したとする有権解釈が存在し、後になつて個々人への賠償等をすることは法律上できないというのが、政府の立場であつた。この法解釈をめぐつては、反対論も多くあつたが、早期に解釈変更する見通しはたたないまま、被害者はすでに老齢期を迎えていた。

このような背景について、私は山下教授から紹介頂いた東大の大沼保昭教授、外務省・アジア局の担当の方たちから資料と共に懇切な説明を頂いた。何もしないで、二〇世紀を終えるわけにはいかない。政府ができないのなら、國民がおわびの気持ちをとどける方法を考えよう。何もしないより、その方がずっといいではないか。この結論に達するのに、それほど時間はかからなかつた。國民からの拠金を募るための組織を作ろうという運動の「呼びかけ人」になってほしいとのご依頼にも、抵抗なく引き受けることができた。この話が世の中に広まるにつれて、メディアは大きくとりあげ、世論も賛否両論かまびすくなつたが、元慰安婦だったという方達が生きておられる間に、何かをするべきだ、そのため自分ができるることをしよう、という想いに迷いは生じなかつたので、何人かの友人に「呼びかけ人」に加わることを要請したこともある。

ところが、財團法人の設立がきまり、具体的に準備に入った頃、官房長官から財團理事長になつてほしいとのご依頼があり、これは、お受けすることができず、回答までの過程では、いろいろ考え方悩んだという経緯があつた。当時は六五歳。まだ一〇年は働くべしと主張する友人もいて、その点は私も同感だったが、組織そのものについて熟慮を重ねた結果、やはりその任ではない、という結論になり、その旨お答えをした。そのあと、当時参議院議長を退任されたばかりの原文兵衛氏に白羽の矢が立ち、原氏がお引き受けになつた時は正直ホッとした。二代目の村山富市元総理といい、アジア女性基金のトップには、こういう重鎮がふさわしいと今でも思つてゐる。基金がすべり出してからは、評議員となり、ずっと座長をつとめたが、評議員会は、少数の大物ぞろい、終始なごやかに、肅々とすすめることができ、任を全うできたのは大きな喜びである。